

社会保険

ふくい

2018年  
6・7月号



### 福井の建物

#### 学びの里めいりん(大野市城町)

小学校と公民館、生涯学習センターの機能を併せ持つ複合施設として、平成18年に開館。幕末の大野藩が人材育成に開いた「明倫館」にちなんで名づけられました。

画/松宮 実

(株)松宮設計事務所所長。建築設計の仕事の傍ら、福井新聞文化センター等でスケッチ教室の講師を務める。

職場内で回覧しましょう

社会保険協会からのお知らせ

# 施設利用補助券のご案内

社会保険協会では、被保険者とそのご家族の健康づくりに役立てていただくため、いろいろな施設の利用補助を行っています。ご家族、会社の皆様とお気軽にご利用ください。

申込受付  
開始間近!

郵便でお申し込みください。

**7月5日(木)の消印から有効!!**

7月4日(水)以前の消印は**無効**となりますのでご注意ください。

## けんこうの湯(夏季)

- ★期間／平成30年7月21日(土)～8月31日(金)
- ★場所／① ふくい健康の森「健康の森温泉」(福井市)  
② 三国温泉「ゆあぽーと」(坂井市)  
③ 鷹巣温泉「鷹巣荘」(福井市)  
④ 越前温泉露天風呂「漁火」(越前町)  
⑤ 越前温泉露天風呂「日本海」(越前町)  
⑥ 河野シーサイド温泉「ゆうばえ」(南越前町)  
⑦ 敦賀さらめき温泉「リラ・ポート」(敦賀市)  
⑧ 御食国若狭おばま「濱の湯」(小浜市)

★利用補助券発行予定枚数／5,000枚

★補助額／入浴料の一部(500円)を補助

## 海の家

- ★期間／平成30年7月21日(土)～8月31日(金)で海の家開設日  
※期間中であっても、場所によっては閉鎖されることもあります。
- ★場所／◆三国サンセットビーチ(浜茶屋組合加盟の浜茶屋)  
◆鷹巣海水浴場の全浜茶屋  
◆敦賀松原海水浴場の全浜茶屋
- ★利用補助券発行予定枚数／5,000枚
- ★補助額／利用料の一部(500円)を補助

### 1 申込書 下記様式で申込書を作成してください。

福井県社会保険協会のホームページからもダウンロードできます。

| 「けんこうの湯(夏季)」・「海の家」利用補助券申込書 |                     |       |      |
|----------------------------|---------------------|-------|------|
| 事業所名                       |                     |       |      |
| 事業所所在地                     | 〒                   |       |      |
| 事業所記号・番号                   | (記入例: 01 アイウ 12345) |       |      |
| 担当者名                       | TEL                 |       |      |
| 希望枚数                       | けんこうの湯 枚            | 海の家 枚 | 合計 枚 |

事業所規模(被保険者数)に応じて下表を上限として発行します。

### ● 上限枚数 (「けんこうの湯(夏季)」・「海の家」それぞれの上限枚数)

| 被保険者数 | 上限枚数 | 被保険者数 | 上限枚数 | 被保険者数  | 上限枚数 |
|-------|------|-------|------|--------|------|
| 5人未満  | 3枚   | 30人未満 | 15枚  | 100人未満 | 40枚  |
| 10人未満 | 8枚   | 50人未満 | 25枚  | 300人未満 | 50枚  |
| 20人未満 | 10枚  | 70人未満 | 35枚  | 300人以上 | 80枚  |

### 2 返信用封筒 宛先を記入し、返信用切手を貼ってください。

#### ● 返信用切手料金

| 枚数    | 切手料金 | 枚数     | 切手料金 |
|-------|------|--------|------|
| 20枚まで | 82円  | 110枚まで | 140円 |
| 40枚まで | 92円  | 160枚まで | 205円 |

※返信用封筒は定形(長形3号120×235mm)をご利用ください。

### ご注意

- 事業所ごとに希望枚数を取りまとめ、1回でお申し込みください。
- 先着順に発行し、予定枚数がなくなり次第終了となります。
- 平成30年度の協会費が未納の事業所は利用できません。

お申し込み  
お問い合わせ先

(一財)福井県社会保険協会

〒910-0831 福井市若菜町508番地 福井県鉄工会館2階 ☎0776(53)8016  
<http://www.fukui-shahokyo.jp/>

## 平成30年度の社会保険協会費を納入いただき ありがとうございました。

平成30年度社会保険協会費の納入につきまして、ご理解とご協力を賜り誠にありがとうございました。

納入いただきました協会費につきましては、社会保険制度の普及・広報事業や会員の皆様の健康増進と福利厚生事業のため、大切に運用させていただきます。

事業所の住所・名称等を変更の場合には、年金事務所に手続きをいただくとともに、当協会にもご連絡くださいますよう、お願いいたします。





# 協会けんぽ福井支部では 「健康保険委員」を募集しています!

協会けんぽ福井支部では、事業所において健康保険事業の推進にご協力いただける「健康保険委員」を募集しています。加入者の皆様と協会けんぽの架け橋として、ぜひご登録をお願いいたします(1事業所から複数名のご登録も可能です)。

## 健康保険委員のメリット!

- 1 普段の実務に役立つ研修会(無料)にご参加いただけます。
- 2 健康保険に関する最新情報が満載の広報誌「けんぽPlus+」等をお届けいたします。
- 3 事業所で行う健康づくり等の研修会のテーマに応じて、講師派遣元を紹介します。
- 4 事業所で取り組まれる健康づくりで「健ポイント」がたまり、ポイント数に応じて健康グッズを差し上げます。
- 5 スポーツクラブの優待特典が受けられます。
- 6 健康保険委員の活動年数や功績に応じた厚生労働大臣等の表彰があります。



▼委員の方には「しおり」をお届けします



お問い合わせ先



全国健康保険協会 福井支部  
協会けんぽ

協会けんぽ 福井支部



TEL0776(27)8301  
(企画総務グループ)

## 日本年金機構からのお知らせ

# 『職域型』年金委員をご推薦ください!

年金委員とは、政府が管掌する厚生年金保険および国民年金に関する適用・給付・保険料などについて、会社や地域において啓発、相談、助言などの活動を行う民間協力員です。

年金制度に関する仕組みや各種届出の手続き方法など、他の従業員が知りたい年金の情報や知識を有する従業員が職場内にいることは、とても心強いものです。

『職域型』年金委員は、こうした期待に応えるための職場と年金事務所を結ぶパイプ役となります。

## 年金委員のメリット!

- 1 年金事務所が定期的に研修会を実施しており、年金制度や新たな制度改正事項の情報を得ることで、他の従業員に対して必要な公的年金の情報を提供することができます。(必要に応じて制度周知用の資料等も提供します。)
- 2 長年にわたる活動の功績は、厚生労働大臣等からの表彰の対象となります。

## 『職域型』年金委員の推薦方法

厚生年金保険の適用事業所の事業主様が、「年金委員推薦書(職域型)」を管轄の年金事務所へ提出してください。

※様式は、日本年金機構ホームページ「年金委員通信」からダウンロードできます。

<http://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構



●お問い合わせ先

各年金事務所 福井0776(23)6624 武生0778(23)1123(自動音声案内⑤番) 敦賀0770(23)9902

日本年金機構からのお知らせ

## 年に一回の大切な届出です!

# 算定基礎届の準備はお済みですか?

今年度も算定基礎届の提出の時期が近づいてまいりました。

算定基礎届は、保険給付金の決定および毎月の保険料計算の基礎となる標準報酬月額※を決定する大切な届出です。事業主の皆様におかれましては、全被保険者の報酬をお忘れなく届け出てください。

※標準報酬月額とは、被保険者が実際に受ける報酬の月額をいくつかの等級に区分した報酬のことをいいます。健康保険の場合は「第1等級58,000円～第50等級1,390,000円」、厚生年金保険の場合は「第1等級88,000円～第31等級620,000円」と定められています。

## 届出用紙は6月中旬に郵送します

### 届出用紙は郵送

「算定基礎届」の届出用紙は、6月中旬に郵送します。

### 算定基礎届の対象者

対象となる方は、7月1日現在の全被保険者です。  
ただし、今年6月1日以降に被保険者となった方は対象外となります。

### 届出の対象となる月

対象となる月は、4月・5月・6月の3ヵ月で、対象月に支払った給与の総額を届出することになります。

### 届出の時期

届出する時期は、7月1日から7月10日までの間です。

### 適用となる期間

新しい標準報酬月額は、  
その年の9月から  
翌年8月まで  
適用されます。



- 磁気媒体(CD・DVD)による届出が可能です。
- 電子申請も可能です。  
〈お問い合わせ先〉  
日本年金機構 電子申請・磁気媒体申請照会窓口  
☎0570(058)555

### 届書等の送付先

〒910-8573 日本年金機構 福井事務センター  
(郵便番号と事務センター名のご記入のみで届きます)

## 算定基礎届事務のスケジュール

事前に出勤簿や  
賃金台帳などの  
整備をして  
おきましょう。



6月

- 用紙が郵送されます  
届出用紙に印字されている  
内容を確認してください。

7月

- 算定基礎届の提出  
あらかじめ返信用封筒を  
同封しておりますので、  
**7月10日**までに到着する  
よう投函してください。

9月

- 標準報酬月額の決定  
標準報酬決定通知書によ  
り保険料額を確認し、被  
保険者一人ひとりに標準  
報酬月額や保険料額をお  
伝えください。

● お問い合わせ先(自動音声案内)

各年金事務所「厚生年金適用調査担当課」 福井0776(23)4512 武生0778(23)1123 敦賀0770(23)9901



# 算定基礎届についてよくある質問

**Q1** 算定基礎届に印字されていない被保険者がいます。どうしたらいいですか？

**A1** 算定基礎届に印字されていない被保険者のうち、資格取得年月日が平成30年5月31日以前の被保険者については、届出用紙に手書きで追記して提出をお願いします。なお、平成30年6月1日以降に資格取得された被保険者は、今年度の算定基礎届の提出は不要となります。

**Q2** 支払基礎日数は月給制と日給制で違いはありますか？

**A2** 支払基礎日数とは、報酬の支払い対象となった日数のことです。月給制・週給制の場合は出勤日数に関係なく「暦の日数」が支払基礎日数になります。日給制・時給制の場合は「実際の出勤日数」が支払基礎日数になります。

**Q3** 算定基礎届を提出した後に月額変更に該当した場合は、どちらが優先されますか？

**A3** 7月・8月・9月改定の月額変更に対応する場合は、算定基礎届ではなく、月額変更による改定を優先します。必ず「被保険者報酬月額変更届」を提出してください。

**Q4** 正社員とパート等では算定に違いはありますか？

**A4** 「総計」欄および「平均額」欄は、支払基礎日数が17日以上で算定しますが、短時間労働者※1は11日以上、パート※2は15日以上（17日以上のある場合は17日以上のみ）で算定します。

※1 1週間の所定労働時間または1ヵ月の所定労働日数が正社員の4分の3未満の者のうち、週20時間以上勤務する者であって、国または地方公共団体等に属する事業所および被保険者数が常時501人以上の規模である企業や申出により適用対象となった事業所（特定適用事業所）に使用されていること等、一定の条件を満たした者

※2 1週間の所定労働時間および1ヵ月の所定労働日数が正社員の4分の3以上の者



## 「算定基礎届」はなぜ提出しなければならないの？

**厚生年金保険料・健康保険料を決定する基礎になるものだからです**

「算定基礎届」とは… 厚生年金保険・健康保険の被保険者の保険料額を決めるため、その年の4・5・6月の給料の額とその平均月額を記入したものが「算定基礎届」です。事業所は毎年7月1日現在の全被保険者（6月1日から7月1日までに資格取得した人を除く）について「算定基礎届」を年金事務所に届出しなければなりません。年金事務所はこの平均月額にもとづいて、その年の9月から翌年の8月までの「標準報酬月額」を決定します。

「標準報酬月額」は保険料額の計算の基礎となるほか、将来の年金の給付や健康保険の給付額（傷病手当金など）の計算に使用します。

4月 報酬

5月 報酬

6月 報酬

報酬総額  
(4月+5月+6月)

3

= 標準報酬月額

日本年金機構からのお知らせ

# 国民年金保険料の納付が難しいとき

国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合は、保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

◎お住まいの市役所または町役場の国民年金担当窓口もしくはお近くの年金事務所へご相談ください。

## 納付猶予制度

50歳未満で学生以外の方の  
保険料納付が猶予されます

納付猶予の期間は年金を受け取るために必要な期間として計算されますが、老齢基礎年金額には反映されません。



上手に  
制度を活用して  
ください。

### 基準となる所得の計算式

本人、配偶者の前年所得がそれぞれ以下の計算式で計算した金額以下であること。

$$\begin{array}{rcl} \text{扶養親族等の数}+1 & & \\ \times & & \\ 35\text{万円} & \geq & \text{本人、} \\ + & & \text{配偶者の} \\ 22\text{万円} & & \text{前年所得} \end{array}$$

## 全額免除制度

保険料の全額(月額16,340円)  
が免除されます

全額免除の承認を受けた期間がある場合、追納をしなければ、保険料を全額納付したときに比べて将来の年金額は以下のように少なくなります。

### 全額免除

$$\begin{array}{c} \text{年金額} \frac{4}{8} \\ (\text{平成21年3月分までは} \frac{2}{6}) \end{array}$$

### 基準となる所得の計算式

本人、配偶者および世帯主の前年所得がそれぞれ以下の計算式で計算した金額以下であること。

$$\begin{array}{rcl} \text{扶養親族等の数}+1 & & \\ \times & & \\ 35\text{万円} & \geq & \text{本人、} \\ + & & \text{世帯主、} \\ 22\text{万円} & & \text{配偶者の} \\ & & \text{前年所得} \end{array}$$

◎失業した場合も、申請することにより保険料の納付が免除や猶予となる場合があります。

◎上記のほか、障害基礎年金を受け取っているときや生活保護の生活扶助を受け取っているときに、お住まいの市役所または町役場の国民年金担当窓口で届出することで、保険料の全額が免除される「法定免除制度」があります。

## 一部免除(一部納付)制度

保険料の一部が免除されます

一部免除は3種類あります。一部免除の承認を受けた期間がある場合、追納をしなければ、以下のように将来の年金額は少なくなります。

### 4分の3免除(納付月額4,090円)

$$\begin{array}{c} \text{年金額} \frac{5}{8} \\ (\text{平成21年3月分までは} \frac{3}{6}) \end{array}$$

### 半額免除(納付月額8,170円)

$$\begin{array}{c} \text{年金額} \frac{6}{8} \\ (\text{平成21年3月分までは} \frac{4}{6}) \end{array}$$

### 4分の1免除(納付月額12,260円)

$$\begin{array}{c} \text{年金額} \frac{7}{8} \\ (\text{平成21年3月分までは} \frac{5}{6}) \end{array}$$

### 基準となる所得の計算式

本人、配偶者および世帯主の前年所得が以下の計算式で計算した金額以下であること。

#### 4分の3免除

$$78\text{万円} + \text{扶養親族等控除額} + \text{社会保険料控除額等}$$

#### 半額免除

$$118\text{万円} + \text{扶養親族等控除額} + \text{社会保険料控除額等}$$

#### 4分の1免除

$$158\text{万円} + \text{扶養親族等控除額} + \text{社会保険料控除額等}$$

◎一部免除制度は、納付すべき一部の保険料を納付しないと、その期間の一部免除が無効(未納と同じ)となります。そのため将来の老齢基礎年金の額に反映されず、また、障害や死亡といった不測の事態が生じた場合、年金を受け取ることができなくなる場合がありますのでご注意ください。

## ねんきん ミニ講座 保険料の追納

保険料の猶予(納付猶予)や免除(全額・一部)の承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額は少なくなります。そこで、免除などの承認期間が10年以内であれば、追納(あとから納めること)ができます。

◎保険料を追納する場合、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

●お問い合わせ先(自動音声案内)  
各年金事務所「国民年金課」  
福井0776(23)4516 武生0778(23)1124 敦賀0770(23)9902





# 協賛企業・店舗様を募集中!

クーポンの提供に協賛していただける  
「健康づくり応援企業」を募集しています。

協会けんぽ加入 40～74歳  
ご家族(被扶養者)限定

## 健診受けて トクしちゃお!



10月までに特定健診を受診された方に  
クーポンを進呈する、新しいキャンペーンです。

知名度UP!  
集客UP!  
広告費用ゼロ!



### メリット1 費用をかけずにお店のPRができます!

広報やクーポンの発行・送付は協会けんぽが行いますので、費用をかけずに集客が期待できます。

### メリット2 特典サービスの内容は自由に決められます!(2つまで)

お客様が来店したくなるような内容にさせていただくとベストです。

平成30年8月31日まで受け付けております。

応募方法等、詳しくは下記までお気軽にお問い合わせください。



家族みんなでお使いできるよ!

## クーポン協賛店はどんどん拡大中!

|                                                                                            |                                                                                |                                                                                                  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>ヤスサキグループ</b><br/>(グルメ館、ファッションプラザ、<br/>ホームセンター)</p> <p>好きな商品1点<br/><b>10%off券</b></p> | <p><b>100満ボルト</b></p> <p>お買上額1,000円毎に<br/>1枚使える<br/><b>100円引券 ×10枚</b></p>     | <p><b>栄月SS</b><br/>EIGETSU</p> <p>車検基本料<br/><b>10%off券</b></p> <p>ガソリン<br/><b>2円/ℓ引券 ×5枚</b></p> |
| <p><b>NEW 下記の6社が新たに追加されました!</b></p>                                                        |                                                                                |                                                                                                  |
| <p><b>県民せいきょう (ハーツ)</b></p> <p>1,000円以上購入で<br/><b>100円引券 ×2枚</b></p>                       | <p><b>スポーツクラブ ルネッス</b></p> <p>入会金+登録手数料<br/><b>0円</b></p> <p><b>1日無料体験</b></p> | <p><b>100円までのトッピング<br/>無料券</b></p>                                                               |
| <p><b>テアトルサンク</b></p> <p>入場料割引券<br/>一般1,700円→1,400円<br/>高校生以下<br/>1,000円→800円</p>          | <p><b>越前松島水族館</b></p> <p>入場料<br/><b>10%引券</b></p>                              | <p><b>ユーグレナショップ</b></p> <p>ユーグレナ商品<br/><b>10%引券</b></p>                                          |

※クーポンの内容は予定です。

お問い合わせ先



全国健康保険協会 福井支部  
協会けんぽ

協会けんぽ 福井支部



TEL0776(27)8304  
(保健グループ)

# カレーパエリア

料理制作/本田祥子(管理栄養士)  
撮影/石田健一 スタイル/宮澤由香

## ●材料(4人分)

えび 4尾  
ズッキーニ 1/2本  
たまねぎ 1/2個  
にんにく 1かけ分  
ミニトマト(赤・黄・緑) 計8個  
オリーブオイル 大さじ1  
米 2合  
水 330ml  
塩 小さじ1と1/2弱  
カレー粉 大さじ1/2  
とうもろこし(缶詰) 30g  
パセリ(みじん切り) 適量  
黒こしょう 適量  
レモン 1個

## ●作り方

- 1 えびはきれいに洗う。ズッキーニはスティック状に、たまねぎとにんにくはみじん切りに、ミニトマトは半分に切る。
- 2 フライパンにオリーブオイル、にんにくを入れ熱し、香りがしてきたらたまねぎを加えて2分程度炒め、米を入れさらに炒める。
- 3 米が少し透き通ってきたら、水を入れ、ひと煮立ちした後に塩とカレー粉をふり入れざっと混ぜる。
- 4 中火弱にし、蓋をして10分間加熱する。
- 5 10分たったところで、えび、ズッキーニ、ミニトマト、とうもろこしを散らし、再び蓋をしてさらに5分間加熱する。
- 6 器に盛り、パセリと黒こしょうを散らしてレモンを搾っていただく。



## カレー粉

カレー粉などのスパイスは、代謝を促進してくれます。体を温める効果もあるので、汗をかいて一時的ではありますがむくみも解消しやすくなります。唐辛子、こしょうなども効果的です。

Pick up

## INFORMATION

### ●年金事務所相談のご案内

|    | 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 6月 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
|    | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 |
| 7月 | 1  | 2  | 3  | 4  | 5  | 6  | 7  |
|    | 8  | 9  | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 |
|    | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
|    | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 |
|    | 29 | 30 | 31 | 1  | 2  | 3  | 4  |
| 8月 | 5  | 6  | 7  | 8  | 9  | 10 | 11 |
|    | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
|    | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 |
|    | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 1  |

■ 8:30~17:15  
■ 8:30~19:00(相談時間を延長)  
■ 9:30~16:00(休日相談日)

### ●出張相談所の受付日時

#### 必ず受付時間内にご来場ください

(注) 12:00~13:00は休憩時間とさせていただきます。

#### ●勝山市民会館

7月12日(木) 10:00~15:30  
8月 9日(木) 10:00~15:30

#### ●坂井地域交流センター(いねす)

6月21日(木) 10:00~15:30  
7月19日(木) 10:00~15:30  
8月16日(木) 10:00~15:30

#### ●大野商工会議所

6月28日(木) 10:00~15:30  
7月26日(木) 10:00~15:30  
8月23日(木) 10:00~15:30

#### ●小浜市文化会館4階(小浜市役所横)

6月28日(木) 10:00~15:00  
7月12日(木) 26日(木) 10:00~15:00  
8月 9日(木) 23日(木) 10:00~15:00

#### 街角の年金相談センター福井(オフィス)

福井市手寄1-4-1AOSSA2階 月~金曜日9:00~17:15

**ぜひご利用ください! 年金事務所・出張相談所の年金相談予約を実施中!**

お申し込みはこちら 福井年金事務所 0776(23)4518(自動音声案内) 武生年金事務所 0778(23)1126(自動音声案内)  
敦賀年金事務所 0770(23)9905

当協会の各種情報の確認、各種申込用紙等の印刷は  
ホームページをご利用ください

<http://www.fukui-shahokyo.jp>



申込用紙は  
ここをクリック